

消防ポンプ車売却に係る一般競争入札応募要領

消防ポンプ車の売却に係る入札告示に基づく一般競争入札については、関係法令及び矢巾町契約規則（平成19年矢巾町規則第19号）に定めるもののほか、この応募要領によるものとする。

1 入札に付する車両及び入札日時等

入札に付する車両の詳細及び入札日時等は、入札告示のとおりとします。

2 入札参加資格

個人又は法人その他の団体を対象とし、次に掲げる要件を満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりをもつ者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
- (4) 国税及び市区町村税を滞納していないこと。
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する職員に該当する者でないこと。

3 入札の申込方法

入札に参加しようとする者は、以下の書類を提出し、事前に参加申込みを行ってください。

なお、入札参加資格がないと認められた者又は入札参加申込みのない者は入札に参加できません。

(1) 入札参加申請手続き

ア 申請方法 提出場所へ直接持参すること。

若しくは、返信用封筒を同封し、下記受付期間内必着により郵送すること。

イ 提出場所 〒028-3692 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地

矢巾町役場 3階 総務課管財係 電話 019-611-2705

ウ 受付期間 令和7年7月1日(火)から令和7年7月18日(金)

午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(2) 提出書類及び部数（証明書類は発行後3か月以内のものとする）

ア 一般競争入札参加申込書（兼受付書）（様式第1号） 1部

イ 誓約書（様式第2号） 1部

ウ 印鑑証明書（写し可） 1部

エ 運転免許証の写し（両面） 1部 ※個人の場合

オ 登記事項全部証明書（履歴事項全部証明書）（写し可） 1部 ※法人の場合

カ 税金の滞納がないことを証明する書類（写し可） 1部

※個人の場合 住所地の市区町村の「滞納(未納)がないことの証明書」

法人の場合 本社所在地（納税地）を所管する税務署の「納税証明書(その3)」及び
申込者が所在する市区町村の「滞納(未納)がないことの証明書」

※押印する印鑑は、印鑑登録をしている（印鑑証明書と同じ）印鑑とすること。

申込手続きを終了された方に、一般競争入札参加受付書（提出いただいた一般競争入札参加申込書の写しに押印したもの）を交付します。入札の際に必要となりますので、入札当日に忘れずにお持ちください。

4 売却車両の公開

- (1) 日時 令和7年7月7日(月)から令和7年7月11日(金)
午前10時から午後4時まで
- (2) 場所 矢巾町役場敷地内

入札会に参加される方は、売却車両を確認の上、内容を十分に確認願います。確認を行わなかった場合であっても、売却物件に関わるすべての事項を了承されているものとみなします。

5 売却車両に関する質問及び回答

- (1) 方法及び宛先 文書を直接矢巾町総務課へ持参又はFAX（019-697-3700）
- (2) 書式 質問書（任意様式）により提出すること。
- (3) 受付期間 令和7年7月1日(火)から令和7年7月11日(金)まで
- (4) 回答方法 回答書を矢巾町役場ホームページに掲載する。
- (5) 掲載時期 令和7年7月8日（火）までに準備出来次第（予定）

6 入札参加者

入札に参加できる者は、一般競争入札参加受付書の交付を受けた者（同書に記載された本人又は本人から委任を受けた代理人）に限ります。

代理人が入札に参加する場合は、入札会の当日に委任状を持参してください。

7 入札保証金

- (1) 入札金額の10%以上に相当する額（1円未満の端数が生じる場合は、それを切り上げた額）
※入札日当日に持参してください。
- (2) 入札保証金は、落札者を除き、入札終了後に還付します。
- (3) 落札者の入札保証金は、契約保証金の納付後に還付します。
なお、入札保証金は落札者の申出により契約保証金に充当することもできます。
落札者が売買契約の締結期限までに契約を締結しない場合は、入札保証金は矢巾町に帰属し、返還されませんのでご注意ください。

8 入札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和7年7月25日（金）午前9時30分
※入札の開始30分前から受付を開始します。
- (2) 場所 矢巾町役場 2階 2-2会議室
- (3) 当日に必要なもの
ア 一般競争入札参加受付書（提出いただいた一般競争入札参加申込書の写しに押印したもの）

イ 入札保証金

ウ 入札書（様式第3号） ※入札参加受付書等と同じ印鑑が押印されたもの

エ 委任状（様式第4号） ※代理人が入札する場合

委任者欄の押印は参加申込書と同じものとし、代理人欄の押印は入札時に使用する印鑑とすること。

オ 印鑑 ※入札参加申込書に押印、又は代理人の場合は委任状に押印したものと同一のもの

9 入札方法

- (1) 入札参加者は、入札書（様式第3号）に必要な事項を記入・押印の上、所定の入札箱に投入して下さい。
- (2) 入札書は、会場に用意してあります。また、矢巾町役場ホームページに掲載している様式等により、事前に記入して入札することもできます。
- (3) 代理人が入札する場合には、入札前に委任状（様式第4号）を提出してください。
- (4) 入札者は、入札箱に投入された入札書を、その理由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。
- (5) 開札は入札後直ちに行います。ただし、入札参加者が開札場所にはいない場合には、当該入札の事務に関係のない町の職員を立ち合わせて開札します。
- (6) 入札に参加しようとする者が1人の場合においても、入札を執行します。
- (7) 入札開始時間までに入札会場に入場しない場合は、不参加とします。
- (8) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額としますので、入札参加者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
(消費税及び地方消費税を抜いた額を記載してください。)

10 入札の辞退

入札参加申込み後において入札を辞退することとなった場合は、22の問い合わせ先まで、入札辞退届（任意様式）を提出してください。

11 落札者の決定

- (1) 落札は、町が定めた予定価格以上の入札のうち、最高金額の入札者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上のときは、くじによって落札者を決定します。
始めにくじを引く順番のくじを引き、その後落札者を決定するくじを引きます。
- (3) 当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ決定します。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡保留）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する入札

- (2) 一般競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 入札保証金を納付しない者のした入札
- (5) 入札保証金が入札金額の100分の10に相当する額に達していない入札
- (6) 記入・押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により入札参加者の意思表示が不明瞭である入札
- (9) 明らかに連合によると認められる入札
- (10) 同一事項の入札について、同一人が同時に2通以上入札箱に投入された入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

13 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約を締結する前までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付していただきます。
- (2) 入札時に納付いただいた入札保証金を契約保証金として充当することもできます。
- (3) 契約保証金は、申出により売買代金の一部に充当することもできます。

15 契約の締結

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に本町と契約を締結してください。
- (2) リサイクル料金は、町で預託済であり、引渡しの際に町が発行する納付書で別途納付する必要があります。
- (3) 契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。

16 売買代金の支払い

売買代金は、町が発行する納入通知書により、指定する期日までに、金融機関窓口等にて納入してください。

17 契約締結等の注意事項

- (1) 入札した者は、入札後にこの応募要領及び売却車両について不明を理由として意義を申し立てることはできません。
- (2) 落札者が 15(1)の期限までに契約を締結しない場合は、落札者の資格を失い、納付している入札保証金は町に帰属します。
- (3) 16の期限までに売買代金の支払が行われなかった場合で、かつ、町が納付することができないと認めたときは、売買契約を解除するものとします。この場合、納入された契約保証金は、町に帰属し、返還されません。

18 所有権の移転

売却車両の所有権は、売買代金が完納された時に、町から落札者へ移転します。

車両の移転登録手続き（車両の所有者及び自賠責保険の名義変更等）を落札者に委任しますので、落札者の責任において行ってください。

19 車両の引渡し等

- (1) 売買車両の引渡しは、車両の移転登録後に行います。
- (2) 移転登録後、速やかにその所在する場所において現状のまま引き渡しますので、車検証の写しを提出してください。
- (3) 当該車両の移転登録に係る諸経費、引受け及び運搬に係る費用は落札者の負担とします。

20 引渡し後の手続き等

(1) 売却車両を引き続き使用する場合

引渡し後、車両を解体処分しない場合は、消防章の撤去、赤色警光灯の撤去、サイレンアンプの撤去及び町が指定する車体の文字消去し、確認できる写真を 14 日以内に総務課管財係に提出してください。

(2) 売却車両を解体処分する場合

ア 落札者は、落札者の責任において、売却車両の解体処分を行ってください。

イ 解体処分を行った場合は、永久抹消登録の書面及び解体処分報告書（任意様式）に解体状況が確認できる写真を添付して、引渡し日から 60 日以内に総務課管財係に提出してください。

21 その他

- (1) 入札参加申込及び契約締結に係る費用は、参加者の負担とします。
- (2) 提出された入札参加申込書等は返却しません。
- (3) 落札者は、落札によって得た権利を第三者に譲渡できません。
- (4) 応募要領に記載のある事項について、熟読し遵守してください。本応募要領に定めのない事項については、矢巾町契約規則及び矢巾町会計規則その他関係法令の定めるところによります。

- (5) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (6) 都合により入札執行が延期又は中止となる場合があります。
- (7) その他不明の点については、以下の問い合わせ先に照会してください。

22 問い合わせ先

〒028-3692 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地
矢巾町役場総務課管財係 電話 019-611-2705